

官報 号外 平成十年九月三十日

平成十年九月三十日

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

委員会におきましては、当委員会の審査前に改
正内容を公報したことに関する問題、貸し渡り解

〔投票終了〕

（社長（原田一郎君））社員の給与を率合せたります。

承知願います。

○ 第百四十三回 會參議院會議錄第十一號

平成十年九月三十日(水曜日)
午後二時一分開業

午後一時一分開始

平成十年九月三十日

守後一時開業

○本日の会議に付した案件

田程第一

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
一、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
日程第一 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移
設の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について
承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたしま
す。

員長河本英典君。 まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔河本英典君登壇、拍手〕

官 報 (号 外)

農林水産委員	経済・産業委員	辞任	塙崎 恭久君	補欠	森下 博之君	補欠
辞任	谷林 正昭君	渡辺 秀央君	前川 忠夫君	片山虎之助君	今泉 昭君	前川 忠夫君
交通・情報通信委員	戸田 邦司君	渡辺 秀央君	戸田 邦司君	小泉 親司君	橋本 敦君	小泉 親司君
予算委員	佐藤 雄平君	山崎 力君	西川きよし君	須藤 美也子君	市田 忠義君	須藤 美也子君
辞任	石井 一二君	菅川 健二君	佐藤 雄平君	小泉 親司君	前川 忠夫君	前川 忠夫君
決算委員	佐藤 道夫君	石井 一二君	佐藤 雄平君	須藤 美也子君	木俣 佳文君	木俣 佳文君
行政監視委員	小川 勝也君	補欠	佐藤 雄平君	小泉 親司君	鶴井 郁夫君	鶴井 郁夫君
行政監視委員	佐藤 道夫君	石井 一二君	佐藤 雄平君	須藤 美也子君	中島 真人君	中島 真人君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	理事 松崎 後久君 (塙崎直樹君の補欠)	官職名 氏 名 官職名 年月日 動	記	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
労働基準法の一部を改正する法律案	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	官職名 氏 名 官職名 年月日 動	同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	官職名 氏 名 官職名 年月日 動	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。	官職名 氏 名 官職名 年月日 動	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。
同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五第二項後段の規定による通知書を受領した。	参議院議員福本潤一君提出環境汚染物質排出・移動登録制度(P.R.T.R.)に関する質問(答弁す	内閣官房内閣外政	内閣官房内閣外政	内閣官房内閣外政	内閣官房内閣外政	内閣官房内閣外政
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君(同日議長承認)を、第百四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君(同日議長承認)を、第百四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	官職名 氏 名 官職名 年月日 動	官職名 氏 名 官職名 年月日 動	官職名 氏 名 官職名 年月日 動	官職名 氏 名 官職名 年月日 動	官職名 氏 名 官職名 年月日 動
昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	外交・防衛委員	外交・防衛委員	外交・防衛委員	外交・防衛委員	外交・防衛委員
昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長加藤良三君外一名(同日議長承認)を、第百四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長加藤良三君外一名(同日議長承認)を、第百四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長加藤良三君外一名(同日議長承認)を、第百四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長加藤良三君外一名(同日議長承認)を、第百四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君	外務省総合外交政策局長 加藤 良三君

奸人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第四号)

（参考）西蒙の報告書は下記のとおりである。
同日委員長から次の報告書が提出された。
対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並
びに廃棄に関する条約の締結について承認を求
めるの件（閣案第一号）審査報告書
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があったのでその政府委員としての資格を失った
旨の通知書を受領した。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廢棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

びに廢棄に関する条約の締結について承認を求めるの件
法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

対人地雷の使用、貯蔵、生
止並びに廃棄に関する条約

前文

この条約は、対人地雷の使用、生産、保有、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、対人地雷の全面的禁止に向けた国際協力を促進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

、費用
この条約の締結により、我が国は、締約国会議、事実調査使節団等の費用に係る分担金を支払う義務を負う。

う目標に取り組み及びこれらの人々の地雷の廃棄を確保することに効果的なかつ調整の図られた方法で貢献するために全力を尽くすことが必要であると確信し、

指揮に全力を尽くすことを希望し、対人地雷の全面的禁止は信頼の醸成についての重要な措置になることを認識し、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附屬する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他

書の採択を撤退し、また、同議定書を新規にしていないすべての国による同議定書の早期の締結を要請し、

また、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止する国際的な合意であつて、効果的なかつ法

的拘束力のあるものを精力的に追求するようすべ

ての国に要請している千九百九十六年十一月十日

期)を歓迎し、更に、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止し、制限し又は停止するためにこの数年間にわたって、一方的に及び多数国間においてとられた措置を歓迎し、対人地雷の全面的禁止の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際赤十字・赤新月運動、「地雷廃絶国際キャンペーン」その他の世界各地にある多数の非政府機関が行っている努力を認識し、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止する国際的なかつ法的拘束力のある合意について交渉することを国際社会に要請している千九百九十六年十月五日のオタワ宣言及び千九百九十七年六月二十七日のプラッセル宣言を想起し、すべての国によるこの条約への参加を奨励することが望ましいことを強調し、また、すべての関連する場、特に国際連合、軍縮会議、地域的機関及び集団並びに過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の検討のための會議において、この条約の普遍化を促進するために精力的に努力することを決意し、武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという国際人道法の原則、武力紛争においてその性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止されているという原則並びに文民と戦闘員とは区別されなければならぬいという原則に立脚して、次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

(a) 対人地雷を使用すること。

b) 対人地雷を開発し、生産し、生産その他の

- (b) 対人地雷に関する問題の程度及び範囲
 (c) 自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域におけるすべての対人地雷の廃棄のために必要であると見込まれる年数
 (d) 地雷による傷害又は死亡の発生を減少させるための地雷についての啓発活動
 (e) 地雷の被害者への援助

(f) 自国の政府と当該地雷除去計画の実施に当たる政府機関、政府間機関又は非政府機関との関係

この条の規定により援助を提供する締約国及び当該援助を受ける締約国は、合意された援助計画の完全かつ迅速な実施を確保するために協力する。

第七条 透明性についての措置

締約国は、次の事項につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自國について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも百八〇日以内に報告する。

(a) 第九条にいう国内の実施措置

(b) 自本国が所有し若しくは占有する又は自國の管轄若しくは管理の下にあるすべての貯蔵されている対人地雷の総数並びに貯蔵されるいる対人地雷の型式ごとの数量及び可能な場合には型式ごとのロット番号の内訳

(c) 可能な場合には、自國の管轄又は管理の下にあり、かつ、対人地雷が存在する又は存在の疑いがあるすべての地雷敷設地域の位置並びに各地雷敷設地域における対人地雷の型式ごとの数量及び敷設された時期に関する可能な限りの詳細

(d) 第三条の規定に従い、地雷の探知、除去若しくは廃棄の技術の開発及び訓練のために保有しており若しくは移譲した対人地雷又は廃棄のために移譲した対人地雷のすべての型

式、数量及び可能な場合にはロット番号並び

式、数量及び可能な場合にはロット番号並びに
対人地雷を保有し又は移譲するとを白国に
よつて認められた機関

第八条 遵守の促進及び遵守についての 説明

議し及び協力し並びに締約国がこの条約に基づく義務を履行することを促進するために協調の精神に基づいて協力することを合意する。

1

は、締約国の過半数が出席していなければならぬ。
6 締約国会議又は締約国特別会議は、関係締約国が提出したすべての情報を考慮の上、問題を更に検討するかどうかをまず決定する。締約国会議又は締約国特別会議は、コンセンサス方式によって決定を行うようあらゆる努力を払うものとし、この決定を行うためのあらゆる努力によるかわらず合意に達しなかったときは、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で決定を行う。

会議

これがの會議に十分に協力する

三

かにする必要がある場合には、出席しかねない締約国の過半数による議決で事実調査團の設置及びその任務を決定する。要請された締約国は、いつでも、自國の領域への査使節団の派遣を招請することができる。の場合においては、事実調査使節団は、会議又は締約国特別会議の決定による設置されるものとする。事実調査使節団及び10の規定に従って指名され及び承認された9人以内の専門家により構成されるものとし、遵守について申し立てられた問題に直接する地点その他の場所であつて、要請を受ける締約国の管轄又は管理の下にある場所における追加的な情報を収集することができる。

9 國際連合事務総長は、資格を有する専門家の氏名、国籍その他関連するデータを記載した單一の名簿を、各締約国の提供する名簿に基づいて作成し及び改定し、並びにこれをすべての締約国に送付する。この單一の名簿に含まれる専門家は、いずれかの締約国が書面により受け入れられない旨を宣言する場合を除くほか、すべての事実調査使節団のために指名されたものとみなす。受け入れられない場合には、受け入れられない旨が個別の事実調査使節団のための専門家の任命に先立つて宣言されたときに限り、当該専門家は、受け入れられない旨の宣言を行った締約国が領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、当該事実調査使節団に参加しない。

10 國際連合事務総長は、締約国会議又は締約国特別会議の求めに応じ、要請を受けた締約国と協議した後、事実調査使節団の構成員(使節団の長を含む。)を任命する。関係する事実調査使節団の設置を決定するよう求めた締約国又は当該事実調査使節団により直接影響を受ける締約国について、当該事実調査使節団に任命してはならない。事実調査使節団の構成員は、千九百四十八年一月十三日に採択された国際連合の特権及び免除に関する条約第六条にいう特権及び免除を享受する。

11 事実調査使節団の構成員は、できる限り速やかに、かつ、七十二時間前までに通告した上で、要請を受けた締約国に到着する。要請を受けた締約国は、事実調査使節団を受け入れ、輸送し及び宿泊させるために必要な行政上の措置をとり、並びに当該事実調査使節団が自國の管理の下にある領域にある間は当該事実調査使節団の安全を可能な最大限度まで確保する。

12 事実調査使節団は、要請を受けた締約国の主権を害することなく、必要な装置を、遵守について申し立てられた問題に関する情報を収集する。

13 要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し遵守について申し立てられた問題に関連する情報を提供することができる。事実調査使節団は、その到着に先立ち、要請を受けた締約国に対して、自己の任務の遂行において使用することとしている装置について通報する。

14 要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し遵守について申し立てられた問題に関連する情報を提供することができるすべての者と話す機会を与えることを確保するためにあらゆる努力を払う。

15 要請を受けた締約国が、事実調査使節団が次的事項のために必要と認める措置をとることを妨げるものではない。要請を受けた締約国は、当該措置をとる場合には、この条約を遵守していることを代替的な手段により明らかにすることのためにあらゆる合理的な努力を払う。

16 (a) 機微に係る装置、情報及び地域の保護
(b) 要請を受けた締約国が財産権その他の憲法上の権利並びに捜索及び押収について負う憲法上の義務の保護
(c) 事実調査使節団の構成員の防護及び安全

17 事実調査使節団は、別段の合意がある場合を除くほか、要請を受けた締約国が領域内に十四日以内(特定の施設については七日以内)の間滞在することができる。

18 締約国会議又は締約国特別会議は、すべての調査結果を報告する。

19 締約国会議又は締約国特別会議は、関係締約国に対し、検討中の問題を一層明らかにしては解決するための方法及び手段(国際法に適合する適当な手続の開始を含む。)を提案することができる。締約国会議又は締約国特別会議は、問題となっている事項が要請を受けた締約国にとってやむを得ない事情によるものであると認められる場合には、適当な措置(第六条に規定する協力のための措置の利用を含む。)を勧告することができる。

20 締約国会議又は締約国特別会議は、18及び19に規定する決定をコンセンサス方式によって行うようあらゆる努力を払うものとし、合意に達しなかつたときは、出席しかつ投票する締約国三分の二以上の多数による議決で当該決定を行ふ。

第九条 国内の実施措置

1 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自國の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自國の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し及び抑止するため、立法上、行政上その他のあらゆる適當な措置(罰則を設けることを含む。)をとる。

第十一条 紛争の解決

1 締約国は、この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争を解決するため、相互に協議し及び協力する。締約国は、締約国会議に当該紛争を提起することができる。

2 締約国会議は、適当と認める手段(あっせん別会議に対し、国際連合事務総長を通じて、その対象である事項に関連しないすべての情報について、秘密のものとして取り扱う。

3 國際連合事務総長は、第八条に規定する条件に従つて締約国特別会議を招集する。

4 締約国会議及び締約国特別会議には、この条約の締約国でない国、国際連合その他の関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従つてオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

5 檢討会議は、この条約の効力発生の五年後に国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国が要請があつた場合には、検討会議の開催をいかなる場合にも五

るためのみ使用することを条件として、当該要請を受けた締約国が領域内に持ち込むことができる。事実調査使節団は、その到着に先立ち、要請を受けた締約国に対して、自己の任務の遂行において使用することとしている装置について通報する。

6 要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し遵守について申し立てられた問題に関連する情報を提供することができる。事実調査使節団は、その到着に先立ち、要請を受けた締約国に対して、自己の任務の遂行において使用することとしている装置について通報する。

7 締約国は、この条約の適用又は実施につき次の事項を含む問題を検討するために定期的に会合する。

8 (a) この条約の運用及び締結状況
(b) この条約の規定に従つて提出される報告から生ずる問題
(c) 第八条の規定に従つて行われる国際的な協力及び援助
(d) 対人地雷を除去する技術の開発
(e) 第八条の規定に基づき締約国により付託された問題
(f) 第五条に規定する締約国の要請に関する決

定

9 第一回締約国会議については、この条約が効力を生じた後一年以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、第一回検討会議が開催されるまでの間ににおいては毎年、国際連合事務総長が招集する。

10 締約国会議は、この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争を解決するため、相互に協議し及び協力する。締約国は、締約国会議に当該紛争を提起することができる。

11 締約国会議は、適当と認める手段(あっせん別会議に対し、国際連合事務総長を通じて、その対象である事項に関連しないすべての情報について、秘密のものとして取り扱う。

12 締約国会議は、締約国特別会議に当該紛争を提起することができる。

13 檢討会議は、この条約の効力発生の五年後に国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国が要請があつた場合には、検討会議の開催をいかなる場合にも五

14 従つて解決するための期限を勧告することを含む。)により、紛争の解決に貢献することができると、この条の規定は、遵守の促進及び遵守についての説明に関するこの条約の規定を害するものではない。

15 第十一条 締約国会議

16 締約国は、この条約の適用又は実施につき次の事項を含む問題を検討するために定期的に会合する。

17 (a) この条約の運用及び締結状況
(b) この条約の規定に従つて提出される報告から生ずる問題
(c) 第八条の規定に従つて行われる国際的な協力及び援助
(d) 対人地雷を除去する技術の開発
(e) 第八条の規定に基づき締約国により付託された問題
(f) 第五条に規定する締約国の要請に関する決

定

18 第一回締約国会議については、この条約が効力を生じた後一年以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、第一回検討会議が開催されるまでの間ににおいては毎年、国際連合事務総長が招集する。

19 締約国会議は、この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争を解決するため、相互に協議し及び協力する。締約国は、締約国会議に当該紛争を提起することができる。

20 締約国会議は、適當と認める手段(あっせん別会議に対し、国際連合事務総長を通じて、その対象である事項に関連しないすべての情報について、秘密のものとして取り扱う。

21 締約国会議は、締約国特別会議に当該紛争を提起することができる。

22 檢討会議は、この条約の効力発生の五年後に国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国が要請があつた場合には、検討会議の開催をいかなる場合にも五

年以上とする」ことを条件として、国際連合事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。

2 検討会議の目的は、次のとおりとする。

(a) 「この条約の運用及び締結状況を検討する」

(b) 「前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること」。

(c) 「第五条に規定する締約国の要請について決定すること」。

(d) 「必要な場合には、この条約の実施に関する結論を最終報告において採択すること」。

3 検討会議には、この条約の締約国でない国、国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従いオブザーバーとして出席するよう招請ができる。

1 第十三条 改正

1 いづれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約の改正を提案することができる。改正のための提案については、寄託者に通報するものとし、寄託者は、当該改正のための提案をすべての締約国に対して回章に付し、当該改正のための提案を検討するために改正會議を開催すべきかについての締約国の見解を求める。寄託者は、締約国の過半数が当該改正のための提案を更に検討することを支持する旨を当該改正のための提案の回章の後三十日以内に寄託者に通報する場合には、すべての締約国が招請される改正会議を招集する。

2 改正会議には、「この条約の締約国でない国、国際連合その他関連する国際機関、地域的機

関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従いオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

3 改正会議は、締約国の過半数が一層早期の開催を要請する場合を除くほか、締約国会議又は検討会議の後直ちに開催する。

4 改正是、改正会議に出席しかつ投票する締約国の三分の一以上の多数による議決で採択する。寄託者は、採択された改正を締約国に通報する。

5 改正是、締約国の過半数が受諾書を寄託者に寄託した時に、改正を受諾したすべての締約国について効力を生ずるものとし、その後に改正の受諾書を寄託する他の締約国については、受諾書の寄託の日に効力を生ずる。

6 改正是、締約国特別会議、検討会議及び会議に参加するこの条約の締約国でない国が負担する。

7 第十四条 費用

1 締約国会議、締約国特別会議、検討会議及び会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会議に参加するこの条約の締約国でない国が負担する。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

4 この条約から締約国が脱退は、国際法の関連規則に基づく義務を引き続き履行することについての国の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

5 この条約からの締約国が脱退は、武力紛争に巻き込まれている場合には、脱退は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

6 この条約からの締約国が脱退は、国際法の関連規則に基づく義務を引き続き履行することについての国の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

7 第十五条 署名

1 この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

4 第十六条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 この条約は、この条約に署名しなかつた国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

4 第十七条 効力発生

1 この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

4 第十八条 暫定的適用

1 いづれの国も、自國の批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約の効力発生までの間第一条の規定を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

2 第七条及び第八条の規定により国際連合事務総長が要する費用並びに事実調査使節団の費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従つて締約国が負担する。

おいてすべての国による署名のために開放しておく。

連合安全保障理事会に対してその旨を通告する。脱退の通告には、脱退しようとする理由についての十分な説明を記載する。

3 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後六箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該六箇月の期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、脱退は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

4 この条約からの締約国が脱退は、国際法の関連規則に基づく義務を引き続き履行することについての国の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

5 この条約からの締約国が脱退は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

6 この条約からの締約国が脱退は、国際法の関連規則に基づく義務を引き続き履行することについての国の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

7 第二十二条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

1 この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 この条約は、この条約に署名しなかつた国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

4 第二十三条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

1 この条約の各条の規定については、留保を付することはできない。

2 この条約の有効期間は、無期限とする。

3 締約国は、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国、寄託者及び国際連合その他の関連する国際機関、地域的機

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年九月三十日

経済・産業委員長 須藤良太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

第二十条 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、その主権を行使してこの条約から

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の

び商業等の活性化の一體的推進に関する法律
(平成十年法律第九十一号)の一部を次のよう
改正する。

第二十六条第三項中「三千五百万円」を「五千
万円」に、「七千万円」を「一億円」に改める。

審査報告書

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成十年九月三十日

経済・産業委員長 須藤良太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及
び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な
実施を確保するため、対人地雷の製造の禁止及
び所持の規制等の措置を講じようとするものであ
つて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
た。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年九月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

第二章 対人地雷の製造の禁止
(製造の禁止)

第三条 何人も、対人地雷を製造してはならな
い。

第三章 対人地雷の所持等の規制
(所持の禁止)

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する
場合を除いては、対人地雷を所持してはならな
い。

第五条 対人地雷の所持等の規制等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 対人地雷の製造の禁止(第三条)

第三章 対人地雷の所持等の規制(第四条—第
十五条)

第四章 國際連合事務総長の指定する者の検査
等(第十六条)

第五章 雑則(第十七条—第二十一条)
第六章 罰則(第二十二条—第二十八条)
附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、対人地雷の使用、貯蔵、生
産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約(以
下「条約」という。)の適確な実施を確保するた
め、対人地雷の製造を禁止するとともに、対人
地雷の所持を規制する等の措置を講ずることを
目的とする。

第二章 対人地雷の製造の禁止
(定義)

第二条 この法律において「対人地雷」とは、人の
存在、接近又は接触によって爆発するように設
計された地雷をいう。

第三章 対人地雷の所持等の規制
(所持の許可)

第五条 対人地雷を所持しようとする者は、通商
産業大臣の許可を受けなければならない。ただ
し、前条第一号、第四号又は第五号に掲げる者
がそれ同条第一号、第四号又は第五号に規

定する所持をしようとする場合は、この限りで
ない。

第二条 前項の許可を受けようとする者は、通商産業
省令で定めるところにより、次の事項を記載し
た申請書を通商産業大臣に提出しなければなら
ない。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は、その代表者の氏名

二、所持しようとする対人地雷の型式及びその
数量

三、所持の目的及び方法

四、その他通商産業省令で定める事項
(次格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前
条第一項の許可を受けることができない。

一、この法律又はこの法律に基づく命令の規定
に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執
行を終わり、又は執行を受けることがなく
なった日から三年を経過しない者

二、第九条の規定により許可を取り消され、そ
の取消しの日から三年を経過しない者

三、他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に
処せられ、その執行を終わり、又は執行を受
けることがなくなった日から三年を経過しな
い者で、その情状が対人地雷の所持をする者
として不適当なもの

四、禁治産者

五、法人であつて、その業務を行う役員のうち
に前各号のいずれかに該当する者があるもの

六、(所持の許可の基準)

第七条 通商産業大臣は、第五条第一項の許可の
申請が次の各号のいずれにも適合していると認

官報(号外)

<p>めるべきでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 対人地雷が条約で認められた目的のために所持されることが確実であること。</p> <p>二 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第八条 許可所持者は、第五条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 許可所持者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、運滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。</p> <p>(所持の許可の取消し)</p> <p>第九条 通商産業大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第六条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>二 不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。</p> <p>三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>四 第十二条第一項の規定により第五条第一項又は前条第一項の許可に付された条件に違反したとき。</p> <p>(輸入の承認及び制限)</p> <p>第十一条 対人地雷を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百</p>	
<p>二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。</p> <p>2 前項の輸入の承認は、許可所持者からその許可に係る対人地雷の輸入の委託を受けた者がその委託に係る対人地雷を輸入する場合、又は許可所持者自らがその許可に係る対人地雷を輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。</p> <p>(廃棄等)</p> <p>第十一條 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる者が対人地雷を所持しているときは、その者は、運滞なく、その対人地雷(第一号に該当する場合にあっては、所持することを要しなくなった部分に限る。)を廃棄し、又は当該対人地雷について新たに許可所持者となつた者に引き渡さなければならない。</p> <p>一 許可所持者が、その許可に係る対人地雷の全部又は一部について所持することを要しなくなつたとき。</p> <p>二 許可所持者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。</p> <p>三 承認輸入者が、許可所持者に譲り渡すために対人地雷の輸入をした場合において、その許可所持者がその対人地雷を譲り受ける前に、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。</p> <p>二 不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。</p> <p>三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p>	<p>二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。</p> <p>2 前項の輸入の承認は、許可所持者からその許可に係る対人地雷の輸入の委託を受けた者がその委託に係る対人地雷を輸入する場合、又は許可所持者自らがその許可に係る対人地雷を輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。</p> <p>(廃棄等)</p>
<p>第十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>2 前項の条件は、条約の適確な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。</p> <p>(承継)</p> <p>第十三條 許可所持者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべくなつたとき)は、その許可を受けた者に譲り渡さなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可所持者が、第九条の規定により許可所持者の地位を承継した法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。</p> <p>3 第一項の規定により検査又は質問に立ち会つた職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(第五章 雜則)</p> <p>第十四条 許可所持者又は承認輸入者は、対人地雷を所持することとなつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第十五条 許可所持者は、帳簿を備え、その所持に係る対人地雷に関する通商産業省令で定める事</p>	<p>3 廃棄等義務者が、当該対人地雷を引き渡したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第十一條 第五条第一項又は第八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>2 前項の条件は、条約の適確な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。</p> <p>(国際連合事務総長の指定する者の検査等)</p> <p>第十六條 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者は、外務大臣の指定するその職員及び通商産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内で、対人地雷を取り扱う場所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。</p>
<p>項を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p> <p>(第四章 国際連合事務総長の指定する者の検査等)</p> <p>第十六條 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者は、外務大臣の指定するその職員及び通商産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内で、対人地雷を取り扱う場所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>2 前項の規定により検査又は質問に立ち会つた職員は、当該検査又は質問が条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われるることを確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により検査又は質問に立ち会つた職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(報告収取)</p> <p>第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に關し報告させることができる。</p> <p>2 通商産業大臣は、国際連合事務総長から条約の定めるところにより要請があつた場合においては、国際連合事務総長に対して説明を行うたまに必要な限度において、対人地雷を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に關し報告させることができる。</p>	

官報(号外)

ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

(武器等製造法の一部改正)
第六条 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「銃砲弾」の下に「及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十五号)第二条に規定する対人地雷」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十三号の二の次に次の一号を加える。

七十三の三 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十五号)の施行に関すること。

投票者氏名

日程第一 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

一二三一名

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	井上 吉夫君
井上 裕君	石川 弘君
岩井 岩城	石渡 清元君
岩崎 純三君	岩永 浩美君

上杉 光弘君	海老原義彦君	大島 麻久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	片山虎之助君	金田 勝年君	河本 郁夫君	亀井 郁夫君	英典君	鶴池 勝年君	佐藤 昭郎君	齋藤 恒一君	倉田 寛之君	北岡 秀二君	吉田 邦茂君	金森 大輔君	山下 善彦君	吉村剛太郎君	山内 俊夫君	森田 次夫君	村上 正邦君	森下 博之君	上野 公成君
--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

尾辻 秀久君	大野つや子君	岡 利定君	寺野 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	岸 宏一君	尾辻 秀久君															
--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

真鍋 賢二君	三浦 一水君	溝手 顯正君	山下 八洲夫君	山下 荒木	高野 博師君	但馬 久美君	浜田卓一郎君	日笠 勝之君	沢 たまき君	高野 博師君	荒木 清寛君	吉田 之久君										
--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

松谷薫一郎君	三藏君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	岡 利定君	寺野 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	金田 勝年君	金田 勝年君	岸 宏一君	尾辻 秀久君										
--------	-----	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

峰崎 直樹君	篠瀬 進君	山下 八洲夫君	山下 荒木	高野 博師君	但馬 久美君	浜田卓一郎君	日笠 勝之君	沢 たまき君	高野 博師君	荒木 清寛君	吉田 之久君											
--------	-------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

本間 昭次君	柳田 稔君																				
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

官報(号外)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

賛成者氏名

(二二二)名

○名

阿曾田 清君	入澤 肇君	高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	西川 きよし君	水野 誠一君	岩本 健二君	椎名 秋太君	田名部匡省君	中村 敦夫君
阿曾田 清君	入澤 肇君	高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	西川 きよし君	水野 誠一君	岩本 健二君	椎名 秋太君	田名部匡省君	中村 敦夫君
阿曾田 清君	入澤 肇君	高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	西川 きよし君	水野 誠一君	岩本 健二君	椎名 秋太君	田名部匡省君	中村 敦夫君
阿曾田 清君	入澤 肇君	高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	西川 きよし君	水野 誠一君	岩本 健二君	椎名 秋太君	田名部匡省君	中村 敦夫君
阿曾田 清君	入澤 肇君	高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	西川 きよし君	水野 誠一君	岩本 健二君	椎名 秋太君	田名部匡省君	中村 敦夫君

太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君
太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君
太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君
太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君
太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	片山虎之助君	金田 勝年君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君

水島 裕君	村上 正邦君	山内 俊夫君	山下 善彦君	森田 次夫君	山崎 優君	森山 裕君	森下 博之君	溝手 顯正君	岡 利定君	狩野 紀文君	吉田 之久君
水島 裕君	村上 正邦君	山内 俊夫君	山下 善彦君	森田 次夫君	山崎 優君	森山 裕君	森下 博之君	溝手 顯正君	岡 利定君	狩野 紀文君	吉田 之久君
水島 裕君	村上 正邦君	山内 俊夫君	山下 善彦君	森田 次夫君	山崎 優君	森山 裕君	森下 博之君	溝手 顯正君	岡 利定君	狩野 紀文君	吉田 之久君
水島 裕君	村上 正邦君	山内 俊夫君	山下 善彦君	森田 次夫君	山崎 優君	森山 裕君	森下 博之君	溝手 顯正君	岡 利定君	狩野 紀文君	吉田 之久君
水島 裕君	村上 正邦君	山内 俊夫君	山下 善彦君	森田 次夫君	山崎 優君	森山 裕君	森下 博之君	溝手 顯正君	岡 利定君	狩野 紀文君	吉田 之久君

篠瀬 進君	山下 八洲夫君	大森 礼子君	魚住裕一郎君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君
篠瀬 進君	山下 八洲夫君	大森 礼子君	魚住裕一郎君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君
篠瀬 進君	山下 八洲夫君	大森 礼子君	魚住裕一郎君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君
篠瀬 進君	山下 八洲夫君	大森 礼子君	魚住裕一郎君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君
篠瀬 進君	山下 八洲夫君	大森 礼子君	魚住裕一郎君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君

三重野栄子君	福島 瑞穂君	山本 正和君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君
三重野栄子君	福島 瑞穂君	山本 正和君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君
三重野栄子君	福島 瑞穂君	山本 正和君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君
三重野栄子君	福島 瑞穂君	山本 正和君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君
三重野栄子君	福島 瑞穂君	山本 正和君	柳田 稔君	吉田 姜孝君	荒木 清寛君	加藤 修一君	木庭健太郎君	浜四津敏子君	高野 博師君	訓弘君

官 報 (号 外)

平成十年九月三十日 参議院会議録第十一号 投票者氏名

反対者氏名

阿曾田	清君
入澤	肇君
高橋	令則君
鶴保	庸介君
平野	貞夫君
渡辺	秀央君
佐藤	道夫君
西川	きよし君
水野	誠一君
菅川	健二君
岩本	莊太君
椎名	素夫君
田名部	省吾君
中村	敦夫君

扇泉	月原
戸田	星野
石井	島袋
奥村	山崎
菅野	海野
高橋	久光君
紀世子君	良三君
松岡滿壽男君	展三君
	宗康君
	一二君
	朋市君
	邦司君
	茂皓君
	千景君
	信也君

○名

官 報 (号 外)

第明治
三十五年
三月三十日
便物認可

平成十年九月三十日 参議院会議録第十一号

(第四号の発送は都合により後日となるため、第十一号を先に発送しました。)

発行所
二東千一 番四京一〇五 大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
配本 料 部 別 ○五 円